

平成27年7月10日

消費者制度課 意見募集担当御中

件名：消費者裁判手続特例法の施行に伴う政令（案）、内閣府令（案）、ガイドライン（案）等に関する意見

(フリガナ) トクテイヒエイリカツドウホウジン サイタマショウヒシャヒガイヨナクスカイ

氏名 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

住所 〒330-0064

埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5

代表者 理事長 池本 誠司

電話番号 048-844-8972

電子メールアドレス nakusukai.01@saitama-k.com

特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（案）に対する意見

消費者庁は、2015年06月10日より、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う政令（案）、内閣府令（案）、ガイドライン（案）等に関する意見募集を行っているものである。

この点、本制度において特定適格消費者団体に一定の責務が課せられることは、当然であるし、やむを得ないところがある。しかし、その課せられた責務が重すぎるがゆえに、特定適格消費者団体が持続的に本制度に取り組みなくなるとすれば、消費者の被害救済という制度趣旨に反することになる。

とりわけ、今後の運用に影響を及ぼすこととなる「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（案）」（以下、単に、「ガイドライン（案）」という。）の内容は、特定適格消費者団体として本制度を担うことを目指している団体にとって、本制度の実効性を左右する重要な意味を持つものである。

そして、ガイドライン（案）は、対象消費者の利益の確保とともに、特定適格消費者団体が適切かつ持続的に本制度における役割を果たすことができるように、一定のバランスを取ったものと評価しうる点がある。

そこで、ガイドライン（案）の内容よりも、特定適格消費者団体の責務・負担等を加重し、本制度の実効性を阻害するかのごとき修正をすべきものではない。

他方で、本制度を運用するにあたっては、下記の点については、さらなる検討が必要であるとともに、今後も、かかる団体の要望や実情を的確に把握しつつ、本制度の実効性を高めるように、運用については、適時、見直し等の対応をすることが必要である。

1. 第三者に業務委託をするにあたり、委託に要する費用について、その適

正性を判断するために、内閣総理大臣に事業報告書を提出すること自体は、合理性を有するものの、当該提出をもって、消費者庁の監督を受けるという目的としては十分であり、その内容、とりわけ報酬の額等を一般に公表することは、消費者庁の監督とは無関係であり、不要である（ガイドライン（案）2.（2）オなど）。少なくとも、業務遂行に支障を生じるおそれのあるときは、委託先等を匿名にしうるとしているものの、その範囲は、広く解し、運用すべきである。

2. 簡易確定手続の申立てが、共通義務確定訴訟で勝訴判決を得た場合等には、正当な理由がある場合を除き、1か月の不変期間内に行わなければならないとともに、申立てを行うことが原則であることからすれば、被害回復業務の執行に係る重要な事項の決定に関し、「⑥ 簡易確定手続の申立て」については、理事会の専決事項に含めるべきではない（ガイドライン（案）2.（3）ア）。

3. 特定適格消費者団体が行う対象消費者への被害回復裁判手続に付随する情報の提供は、「対象消費者の利益のため」に情報の提供がなされるべきものであって、情報の提供をすることへの萎縮効果を生じさせてはならず、「公表されることによる事業者に与える影響」を重視すべきではなく、そもそも、その同影響については、より制限的・限定的なものとするべきである（ガイドライン（案）2.（2）イ）。

他方で、簡易確定手続申立団体による通知に関し、通知の方法において、「最大限プライバシーに配慮する」とされていることは、妥当であるが、そもそも、知れている対象消費者への通知義務の例外となる「正当な理由」に関して、対象消費者の加入を促す意義の有無を要素としているが、例えば、探偵業者に関連しており、対象消費者に通知を送付すること自体が、当該対象消費者にとって、探偵業者への依頼をしていたことが家族に知られてしまうなど、事案の性質から対象消費者に対して郵便等による通知をすることがおよそ相当では無いと判断される場合なども含めるべきである（ガイドライン（案）4.（1）ア）。

むしろ、相手方事業者において、極めて多数の消費者がいると想定される場合や個別の通知が相当でない場合（契約時から多くの消費者が転居していることが予測される事案なども含む）など、新聞等に掲載する方法が望ましいとすべきである。

4. 特定適格消費者団体が授権した特定の消費者のための金銭の受領をした場合には、金額の多少に関わりなく、定期的な報告とすることの事前の了承がなければ、遅滞なく通知すべきとしているが、受領した金額と比較して通知に過大な費用を要する場合においても、定期的な報告で足りるとすべきである（ガイドライン（案）2.（2）エ(エ)）。

5. 特定適格消費者団体の金銭管理の責任者については、一般的な社会経験のある者であれば、十分に担いうるものであって、公認会計士等の高度の知識、経験等を有するものに限定すべきではない（ガイドライン（案）2.（2）エ（カ））。
6. 特定適格消費者団体の役員等が、被害回復裁判手続の相手方と「特別の利害関係を有する場合」として、現在及び過去2年の間に、相手方となる事業者自体の役員等であったのみならず、取引関係があったこと、並びに、実質的に競合関係があった事業に従事していたのみでも含まれる余地があることは、その対象が広いものであり、本制度の実効性を阻害するおそれがある（ガイドライン（案）2.（8）ク）。
7. 特定適格消費者団体の対象消費者への説明義務に関し、簡易確定手続申立団体のホームページの閲覧を求める方法について、一定の条件下にて許容したことは、本制度の実効的運用の観点では評価しうるものである。そこで、同方法における当該ホームページを閲覧後の説明事項を理解したことを確認する措置についても、実効的運用の観点を阻害しないように運用がなされるべきである（ガイドライン（案）4.（4）ア（ア））。
8. 報酬及び費用等についての監督の対象として、事件の選定自体が含まれていることについては、本来、特定適格消費者団体の自主的な判断に委ねられるべきであり、消費者庁が過度に介入すべきではないことはもちろんのこと、その判断要素が不明確となり、本制度の運用において萎縮的效果を生じさせうるものであり、妥当ではない（ガイドライン（案）5.（4））。
9. 特定適格消費者団体が対象消費者から受領し得る報酬等について、異議後の訴訟等においては、その事案の内容等の特性に応じた適切な金額を定められるようにすべきである（ガイドライン（案）2.（6）ウ）。

以上